【報告】

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の概要

軽減判定所得の基準額の引上げ

（第２２条関係）

１　内　　容

均等割及び平等割を軽減する判定所得の基準額について、５割軽減の基準額については、被保険者の数に乗ずる金額を２８万円に、２割軽減の基準額については、被保険者の数に乗ずる金額を５１万円に引き上げることとした。

（５割軽減の場合）

３３万円＋（被保険者数）×２７．５万円以下

↓

３３万円＋（被保険者数）×２８万円以下

（２割軽減の場合）

３３万円＋（被保険者数）×５０万円以下

↓

３３万円＋（被保険者数）×５１万円以下

２　施行日等　　平成３１年４月１日（平成３１年度課税分から適用）